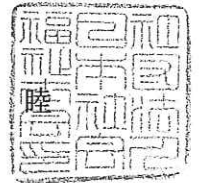


社会・援護局長
清水 美智夫 様

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村



社団法人日本社会福祉士養成校協会
会長 白澤 政



自立支援施策の充実に向けた社会福祉士の福祉事務所への配置について 【要 望 書】

今般、平成 21 年度第 2 次補正予算案において、ハローワーク及び福祉事務所において、それぞれ「住居・生活支援アドバイザー（仮称）」、「就労支援員」及び「住宅確保・就労支援員」を大幅に増員する予算措置が講じられております。ハローワークや福祉事務所等における生活保護受給者の自立支援は極めて重要かつ専門的な対応が必要であり、自立支援、就労支援施策を効果的に進める観点から、以下、要望いたします。

- I 福祉事務所の「就労支援員」、「住宅確保・就労支援員」に、社会福祉士を配置してください。
社会福祉士は、就労支援を含む自立支援に関する教育を受け、日々実践している専門職です。就労支援員に社会福祉士が採用されれば、生活保護申請・受給者の仕事への意欲を高め、就労支援を中心として潜在的な能力を引き出していくことにより自立支援が促進されることとなりますので、社会福祉士の積極的な配置を要望します。

- II 福祉事務所の「査察指導員」、「生活保護担当現業員」等に社会福祉士を配置してください。
国家資格である社会福祉士は、生活保護受給者の自立を支援する観点から、社会福祉士養成にかかる指定科目に「就労支援サービス」「低所得者に対する支援と生活保護制度」「相談援助の理論と方法」等が位置づけられており、また、指定科目「相談援助実習」では、福祉事務所は実習指定施設の一つに位置づけられています。
生活保護受給者の自立支援においては、本人の就労意欲を高めたり、潜在的な力を引き出す能力が必要となり、同時に就労可能な仕事との調整が重要となりますが、現実にはこうした教育を受けた社会福祉士が福祉事務所には十分に配置されていません。
その理由は、福祉事務所の生活保護担当者は社会福祉主事とされており、社会福祉主事は「三科目主事」と揶揄されているとおり、就労支援や自立支援に関する科目を履修しなくても大学を卒業すればほとんどの人が任用要件を満たすものであり、その社会福祉主事が生活保護受給者に対応しているのが実情であります。
そのため、福祉事務所に社会福祉士を配置し、自立支援施策が効率的かつ効果的に推進できる体制を確立してくれるよう要望します。

以上

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士会（担当：事務局長 小笹知彦）
東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階
電話：03-3355-6541 E-mail：info@jacsw.or.jp

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：事務局次長 小森 敦）
東京都新宿区四谷 2-12 まつもとビル 3 階
電話：03-5369-2737 E-mail：office@jacsw.jp